

享保大地震

〔解説文〕

以上

信濃国高遠城本丸升形之内、
南方土居留石垣折廻壺ヶ所、
北方土居留石垣折廻壺ヶ所、
櫓門脇南方土居留石垣折廻
壺ヶ所、北方土居留石垣折廻
壺ヶ所、南方櫓門脇塙木
石垣東方壺ヶ所、南方櫓下
石垣折廻壺ヶ所、塙下土居留
石垣壺ヶ所、東方塙下土居留
石垣壺箇所、南曲輪東方
櫓門脇左右土居留石垣
式ヶ所、二丸升形内南方石垣
折廻不残、東方石垣不残、
西方石垣不残、櫓門脇西方塙木
石垣不残、三丸升形内土居留
石垣南方折廻不残、北方
土居留石垣折廻不残、櫓門脇
北方塙木石垣不残、或崩、

或孕候付而、築直之事、絵図
朱引之通、得其意候、以連々
如元可有修補候、恐々謹言

久世大和守

享保三戌

重之（花押）

閏十月十八日

水野和泉守

忠之（花押）

戸田山城守

忠真（花押）

井上河内守

正岑（花押）

内藤伊賀守殿

〔読み下し文〕

以上

信濃国高遠城本丸升形之内、南方土居留石垣折れ廻り一ヶ所、北
方土居留石垣折れ廻り一ヶ所、櫓門脇南方土居留石垣折れ廻り
一ヶ所、北方土居留石垣折れ廻り一ヶ所、南方櫓門脇塙木石垣東
方一ヶ所、南方櫓下石垣折れ廻り一ヶ所、塙下土居留石垣一ヶ所、

東方塀下土居留石垣一ヶ所、南曲輪東方櫓門脇左右土居留石垣二ヶ所、二ノ丸升形内南方石垣折れ廻り残らず、東方石垣残らず、西方石垣残らず、櫓門脇西方雁木石垣残らず、三ノ丸升形内土居留石垣南方折れ廻り残らず、北方土居留石垣折れ廻り残らず、櫓門脇北方雁木石垣残らず、あるいは崩れ、あるいは孕み候について、築き直しのこと、絵図朱引きの通り、その意を得候、連々もつてもとのごとく修補あるべく候、恐々謹言

(以下略)

〈用語の解説〉

- ・高遠城…三峰川と藤沢川との合流点の台地の突端を中心として築かれた平山城。土居（土塁）と空堀を主とした城。
- ・雁木…防備上の要所に築いた坂。石段。
- ・孕む…石垣の下方部が外側へ丸く迫り出し、上方部が後ろに下がる。

- ・恐々謹言…文末に記して敬意をあらわす言葉。
- ・内藤伊賀守…高遠藩主の内藤頼卿。

〈解説〉

享保3（1718）年7月26日、高遠地方を地震が襲った。地震の大きさを示すマグニチュードは7と推定されている。飯田から天竜川沿いに三河国境まで山崩れが発生した。このとき高遠城も被害をうけた。本丸では9か所、二の丸が4か所、三の丸は3か所に石垣の崩れや土手が膨らむなどの被害が出た。8月9日、絵図に破損箇所を書き入れて、老中に城の修繕許可を願ひ出た。

幕府が大名統制のために制定した「武家諸法度」の第4条（享保4年3月11日）に、

一新規の城郭構宮堅くこれを禁止す、居城の隍壘（堀と石垣）・

石壁等敗壞の時は、奉行所に達し、差図を請くべきなり、櫓・

塀・門以下は先規の如く修補すべき事

とあり、新規築城の禁止と居城修補の許可制を定めている。これに違反した大名は、幕府によつて改易・減封などの厳しい処罰をうけた。城の普請に際しては修繕箇所の絵図を添えて、幕府の許可を得たうえで修補していた。

城の修繕を許可する旨を記している。名を連ねているのは老中で「老中奉書」とよばれ、折紙の形式をとっている。折紙は写真のように料紙の横中央部で折り返し、折り目を下にして文字を記した。

享保10（1725）年7月、高遠城は再び地震の被害を受けたが、今回と同様に修繕の許可を願い出ている。

【参考文献】

- ・長谷川正次『高遠の歴史物語』しんこう社
- ・三浦正幸『城のつくり方図典』小学館
- ・国立天文台編『理科年表 令和5年』丸善出版